契約資産は、当期末時点で診療が完了しているものの、審査支払機関への請求を保留している当法人の権利に関するものです。契約資産は審査支払機関に対する請求が可能となり、対価に対する当法人の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。なお、契約資産は、貸借対照表上、流動資産の「医業未収金」に含めて表示しております。

２．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　7,877,100円

３．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び特約付定期預金に限定しており、資金調達については財政融資資金からの借入によっています。

また、当法人の診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っています。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っています。

４．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、医業未収金、未収金、未払金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても記載を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴長期性預金	1,000,000,000	992,788,382	△7,211,618
⑵長期借入金	(8,974,937,100)	(7,488,163,439)	(△1,486,773,661)
⑶長期未払金	(585,221,760)	(552,581,074)	(△32,640,686)

（注１）負債に計上されているものは（　）で示しています。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期性預金

長期性預金は、デリバティブ内包型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

５．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　1,634,486,630円

Ⅲ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

①　研究収益	51,588,159円
②　研修収益	107,972,700円
合計	159,560,859円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	1,419,565,955円
現金及び預金勘定のうち定期預金	0円
資金期末残高	1,419,565,955円

２．重要な非資金取引

無償譲与による資産の取得	18,265,110円

Ⅴ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	14,612,886,269円
自己収入等	△10,213,622,852円
機会費用	215,163,575円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	4,614,426,992円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しています。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅵ．退職給付引当金

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職手当一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。

非積立型の退職手当一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,721,912,642円
退職給付費用	359,676,069円
退職給付の支払額	△ 179,424,866円
期末における退職給付引当金	1,902,163,845円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	359,676,069円

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額	31,452,793円